平成２４年（フ）第１４６５号
福岡市中央区長浜２―５港ビル306号
債務者　猪原　　久
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６７９号
福岡市南区若久２丁目24番１―310号
債務者　山口　幹子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５０号
福岡県春日市春日２丁目88番地１
債務者　信國　妙子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５１号
福岡県春日市春日２丁目88番地
債務者　信國　秀明
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３８号
福岡市東区松崎４丁目６番19―101号
債務者　堀口　崇行
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３９号
福岡市東区松崎４丁目６番19―101号
債務者　堀口　理恵
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１９０号
福岡市東区和白東１丁目５番20―402号
債務者　田中　雅生
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３０４号
福岡県大野城市大城３丁目36番８号セジュールサンシャインⅢ―201号
債務者　梅崎　一郎
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７１号
福岡市城南区片江１丁目29番34―101号
債務者　中島　英樹
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７８号
福岡市東区唐原３丁目７番30号
債務者　藤　　秀樹
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４１９号
福岡市中央区高砂２丁目17番１―603号
債務者　上迫　　久
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５８号
福岡市西区小戸４丁目16番18―605号
債務者　橋本　照美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４７９号
福岡市早良区藤崎１丁目９番15号
債務者　山崎　　敬
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４８３号
福岡市城南区田島４丁目11番16―３号
債務者　柴山六三四
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５０３号
福岡市南区井尻５丁目18―８　第１井尻ハイツ201、住民票上の住所福岡県福津市東福間５丁目７番４号
債務者　田中　律子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５０５号
福岡市南区野間４丁目３番24号
債務者　相川高成こと　李　　高成
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４号
福岡市東区香椎駅前１丁目27番30号
債務者　上田かよ子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０号
福岡県春日市春日原東町４丁目68番地ロイヤルプラザ88Ｄ―２号
債務者　石塚祐二郎
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部